

令和3年2月8日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等
(外出自粛、施設の使用制限等)の協力要請の期間延長について

令和3年2月2日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が岐阜県を含む10都府県に変更され、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日(日)まで延長することとされました。

これを受け、現在実施している、県民の皆様に対する特措法第45条第1項に基づく外出・県をまたぐ移動の自粛要請をはじめ、飲食業に対する特措法第24条第9項に基づく時短要請及び業種別ガイドラインの遵守、事業者に対するテレワークの推進、特措法の対象とならない業種に対する時短の協力依頼など、県の「緊急事態対策」(別添資料)を3月7日(日)まで延長することとしました。

貴会におかれましては、所属会員の皆様等への周知及び適切な措置の実施についてご協力賜りますようお願いいたします。

今後も、県民の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいりますので、引き続きご協力をよろしく願います。

<添付資料>

- ・緊急事態対策

※ 緊急事態措置の詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内させていただきます。

【岐阜県公式ホームページ】<https://www.pref.gifu.lg.jp/>

緊急事態対策

令和3年1月14日決定

令和3年2月4日改定

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

これまで県民の皆さんには、外出自粛、時間短縮営業をはじめ、懸命に感染防止対策に取り組んでいただけてきました。しかしながら感染リスクの高い飲食については、関連クラスターが12月以降で41発生。さらに、職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で感染が多発し、1月9日には過去最多となる105人の新規感染者を確認しました。

この感染症では、高齢者は重症化の可能性が高く（県内の死亡率は1.6%、そのうち70歳以上の死亡率は9.9%）、あるいは現役世代が親世代の高齢者に感染させたり、無症状・軽症が多い若者にあっても、後遺症に苦しむケースも発生しています。

このような非常事態にあって、(1)「自宅療養者ゼロ」を堅持し、県民の皆さんにとって安心な医療の確保、(2)持続可能な経済活動ができる環境整備のため、これ以上の感染者を何としても抑え込んでいく必要があります。そのためには、何より県民の皆さんの行動変容、そして事業者の皆さまのご協力が不可欠です。

加えて、1月14日、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に本県が指定されたことから、より強い対策を進めてまいりました。

その結果、県民の皆さんのご理解とご協力により、新規感染者数は目標としていた50人を切るところまで減少してまいりました。しかしながら、病床使用率は、なお高い水準で推移し、加えて、高齢感染者の増加により医療機関に大きな負荷がかかっています。

そして、今般、緊急事態措置実施期間が3月7日まで延長されました。これに伴い、特に福祉施設対策、外国人県民対策を強化するとともに、後方支援病床を確保することなどにより、県民の皆さんが安心できる医療体制確保の目安である「新規感染者数を抑えつつ、病床使用率の20%未満」を目指してまいります。

対策1 県民の行動変容

(1) リスクを伴う飲食の自粛

- ・ 昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛。
 - ・ 家族やパートナー以外との飲食
 - ・ 長時間の飲食
 - ・ 酒類を伴い、大声を出す飲食
 - ・ マスク無しで会話を伴う飲食 など
- ・ 「GoToイート」の食事券新規発行停止の継続、既発行食事券利用自粛の継続（使用期限延長を予定）。

(2) 不要不急の外出自粛（昼夜を問わず、特に夜8時以降）

特措法第45条第1項

- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、自粛要請の対象外。

(3) 県をまたぐ不要不急の移動自粛 **特措法第45条第1項**

- ・ 特に、緊急事態措置を実施すべき区域の都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県）に対しては移動自粛を徹底。

対策2 事業者への要請

(1) 飲食店に対する業種別ガイドラインの遵守要請

特措法第24条第9項

- ・ 特に、感染防止マニュアル未提出の「接待を伴う飲食店」に対し、休業要請。
- ・ クラスターが発生した店舗に対しても休業要請のうえ、現地調査を実施。感染防止対策を指導のうえ、マニュアルを点検（再提出）。
→1月末までに12店舗に対し調査指導を実施
- ・ また、外国人パブ等のクラスターが発生している地域を念頭に、サンプリング調査（従業員のウイルス検査）の実施を検討。

(2) 飲食店に対する時短要請

特措法第24条第9項・第45条第2項

- ・対象：飲食店（酒類を提供しているか否か問わない）
- ・期間：2月8日（月）～3月7日（日）
- ・要件：期間中、20：00までの営業時間短縮、
かつ、酒類の提供は11：00から19：00
- ・協力金：全28日間、要件を満たした場合1店舗で168万円
- ※ 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得を条件とする。
- ※ 上記期間中に政府の基本的対処方針が変更された場合は、要請期間の短縮、協力金の額の変更等を行う場合がある。

- ・ 特措法第45条第2項に基づく要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず応じない場合には、特措法第45条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行う。
- ・ 新法施行（2月13日）後は、特措法第45条第2項に基づく要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず応じない場合には、特措法第45条第3項に基づく命令を行い、これらの要請及び命令の公表を行う。命令に違反した場合、特措法第79条に基づく過料を科す。
- ・ 市町村や消防、業界団体と連携し、制度周知を徹底するほか、市町村と協力し、対象店舗の見回り調査を悉皆的に実施する。
- ・ 要請に応じない店舗に対しては、個別に要請の周知徹底を図るとともに、必要に応じ立ち入り調査を実施。これら措置を行うにあたっては、トラブル防止の観点から必要に応じ警察との連携を図る。

(3) イベント等の開催制限 特措法第24条第9項

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）。
- ・ 併せて開催時間を20時まで短縮。
- ・ 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）は徹底的に警戒。密になりがちな集会も回避。

(4) その他の業種に対する時短の働きかけ

- 対象：飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設（学校、保育所、生活必需物資の物品販売業を営む店舗、生活必需サービスを営む店舗等を除く）
- 内容：営業時間は20時まで、酒類提供は11時から19時まで

対象施設	対応
運動施設、遊技場	20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 人数上限5,000人かつ収容率要件50%以下とすることの働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない施設。）	
1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除く。）	
1,000㎡を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く。）	

(5) 県有施設の取扱い

- 上記「対策2(4)」の対象施設に該当する県有施設は、時短等について同様の対応を実施。
- 貸施設については、期間中（3月7日まで）の利用の新規予約を受付停止。併せて既予約分については期間中（3月7日まで）の20時以降の使用自粛を要請。

(6) 出勤者の7割減（在宅勤務、時差出勤など）の推進

- 出勤者7割減に向けた取組み（テレワーク、ローテーション勤務の推進等）。
- 20時以降の勤務抑制に向けた取組み。
- 人との接触低減に向けた取組み（時差出勤、自転車通勤の推進等）。
- 職場における、「ぎふコロナガード」（ひとりひとりが感染対策を実施できているかを見守る係）を活用した感染防止対策の徹底。特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分に注意。

(7) 学校における感染防止対策の徹底

- ・ 学校教育を継続し、学習の機会を保障する観点から、一斉の臨時休業等は実施せず、各学校（公・私立）において以下の事項に取り組むよう要請。
 - ・ 各学校のぎふコロナガードが、マニュアル等に基づく基本的な感染防止対策の実施状況を徹底的に確認。
 - ・ 高校ではオンライン授業を活用するとともに、時差登校を実施。
 - ・ 大学等は、感染防止と面接授業・遠隔授業等による学習機会の確保の両立に向けて適切に対応。
 - ・ 授業や部活動では、感染リスクの高い活動を徹底回避。具体的には、「対面で議論するグループワーク」や、ラグビーのスクラム練習など「密集・近距離で接触する活動」、近距離での合唱・楽器演奏など「近距離で発声等する活動」を回避。
 - ・ 特に、感染リスクの高い部活動内の行動について、休止を含め、できる限り制限。
 - ・ 他校との合同練習や練習試合は実施しない。
 - ・ 寮内の感染防止対策（マスク着用、手洗いの徹底、3密の場の徹底回避、酒類を伴う飲食の禁止など）の徹底・強化。また、学校の長期休業時における寮閉鎖の検討。
 - ・ 学校外の日常生活での注意点の周知徹底（保護者も含め）。

対策3 医療・福祉対策

(1) 医療機関の病床確保

- ・ 各医療機関に確保済の病床の最大限の活用（圏域を越えた受け入れ促進）に加え、可能な限りの病床上積み。

→1月21日に50床、2月3日に19床増床（合計694床）

(2) 宿泊療養施設の拡充

- ・ 150床を目標に増床。

→1月12日に岐阜圏域で137床確保（合計603床）

(1)、(2)の対策により、医療機関病床と宿泊療養施設合わせて1,091床から現在1,297床に増加。
→ 今後さらに1,500床を目指す。

(3) 後方支援病床の確保

- ・ 医療機関の病床を効率的に活用するため、退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」を確保。

→2月3日現在、20床確保見込み。引き続き確保に向けた取組み推進

- ・ 「自宅療養者ゼロ」を堅持し、県民の皆さんが安心できる療養場所を直ちに確保できる体制をさらに強化。

(4) ワクチン接種の推進

- ・ 保健所ごとに市町村、医療関係機関と共にワクチン接種推進協議会を設置。
- ・ 県庁内に「ワクチン接種対策チーム」を設置（1月12日）。
- ・ 専門家、医療関係機関等と共に、ワクチン接種の円滑化を図るため新型コロナウイルスワクチン接種対策推進会議を設置（1月22日）。
- ・ 長良医療センターの医療従事者向けワクチン先行接種（2月下旬予定）。
- ・ 県内医療従事者へのワクチン接種（3月中旬予定）。
- ・ 医療従事者、高齢者はもとより、高齢者施設従事者も優先的に接種。

(5) 福祉施設における対策

- ・ 抜き打ち立ち入り検査の実施。
- ・ ぎふコロナガードによる施設の重点的チェック。
 - ・ 日常生活での予防策の徹底
 - ・ 施設の感染防止体制（職員研修の実施など）
 - ・ 持ち込まない対策（職員、利用者、委託業者への水際対策）
 - ・ 施設内の対策（利用者の体調管理、食事場所対策等）
- ・ 福祉施設の入所者に感染者が確認された場合、速やかに専門家を派遣し、感染拡大防止や業務継続に係る支援を実施。
- ・ さらなる持ち込まない対策として
 - ・ 高齢者施設従事者についても優先的にワクチンを接種。
 - ・ 「高齢者入所施設の従事者を対象としたPCR検査モデル事業」を実施。今年度は、感染者数の多い岐阜市と連携して、予防的なPCR検査を実施し、その成果や課題を踏まえ、今後の事業展開を図る。
- ・ 通所施設への対策の強化
 - ・ 利用者家族への感染防止対策強化の協力依頼
 - ・ 通所施設への重点的な感染防止対策研修の実施

対策4 外国人県民対策

(1) 外国人も利用しやすい検査・入院体制

- ・ プライマリ・ケア・ドクター（かかりつけ医）の設置。
- ・ 外国語での検査に関する相談窓口の設置。
- ・ 宿泊療養施設に新たに外国語通訳を配置。

(2) 外国人県民への情報提供の充実

- ・ 技能実習生への情報提供。
- ・ 動画を活用した感染防止対策の啓発。
- ・ SNS等を活用した具体的な感染拡大事例の情報提供。
- ・ 対策先行自治体の優良事例について、他の集住市に実施を働きかけ。
特に、国籍や生活習慣等に応じ、個別、丁寧に対策を展開。

- ・ 外国人全世帯への啓発チラシの郵送配布
- ・ 派遣事業者を直接訪問し注意喚起
- ・ 保育所への直接訪問による啓発
- ・ 外国人利用施設への直接訪問による啓発